

単独不活化ポリオ（急性灰白髄炎）予防接種のお知らせ

平成24年9月1日より定期予防接種におけるポリオワクチンが、経口生ワクチンから、不活化ポリオワクチン（皮下注射）に変わりました。下記の説明文を理解したうえで、受けてください。

吹田市立保健センター：電話 6339-1212 FAX 6339-7075

ポリオ（小児まひ）とは

ポリオウイルスに感染してもほとんどの場合は症状が出ず、一生抵抗力（免疫）が得られます。しかし、ウイルスが血液を介して脳・脊髄へ感染し、麻痺をおこすことがあります。ポリオウイルスに感染 100 人に 5～10 人は、かぜ様の症状があり、発熱を認め、続いて頭痛、嘔吐があらわれます。

現在、国内での自然発生は報告されていません。しかし、インドなどでは流行があり、日本にウイルスが入ってくる可能性があります。

不活化ポリオ予防接種後の副反応

接種部位の発赤・腫脹、発熱がみられます。重い副反応として、非常にまれですが、アナフィラキシー様反応（じんましん・呼吸困難）、けいれん（熱性けいれん含む）が報告されています。

対象者 生後 3 か月から生後 90 か月（7 歳 6 か月）未満

標準的な接種期間

初回接種①②③：生後 3 か月から生後 12 か月

追加接種：初回③接種終了後 12 か月から 18 か月

接種方法 初回接種：20 日から 56 日の間隔をおいて 3 回接種（皮下注射）

追加接種：初回③接種後 6 か月以上の間隔で 1 回接種（皮下注射）

（＊追加接種については有効性及び安全性が確認されていないことから、平成 24 年 9 月 1 日現在では定期接種の対象外です。）

接種費用 無料

接種期間 通年

予防接種を受ける間隔

接種した日から □□ 日以上の間隔で受けてください。

		後で受ける予防接種						
		B C G	三 種 混 合	ポ リ オ 不 活 化	・ 麻 し ん 風 し ん	日 本 脳 炎	ヒ ブ	肺 炎 球 菌 小 児 用
先 に 受 け た 予 防 接 種	B C G		27	27	27	27	27	27
	三種混合	6	20～56	6	6	6	6	6
	不活化ポリオ	6	6	20～56	6	6	6	6
	麻しん・風しん	27	27	27		27	27	27
	日本脳炎	6	6	6	6	6～28	6	6
	ヒブ	6	6	6	6	6	28～56	6
	小児用肺炎球菌	6	6	6	6	6	6	※27

平成24年9月作成

予防接種を受ける前にお読みください。（冊子「予防接種と子どもの健康」より抜粋）

1. 予防接種を受ける前の注意

- ①当日は朝から子どもの状態をよく観察し、ふだんと変わったところのないことを確認してください。
- ②予診票は接種する医師への大切な情報です。責任を持って記入してください。予診票は医療機関から、吹田市へ提出します。
- ③母子健康手帳は必ず持って行きましょう。

2. 受けることができない人

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上）をしている人
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その日に受ける予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある人
『アナフィラキシー』とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。（発汗・顔が急に腫れる・全身のじんましん・はきけ・嘔吐・声が出にくい・息苦しいなどの症状に続きショック状態になるようなはげしい全身反応）
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した人

3. 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人

以下に該当すると思われる人は、主治医がある場合には必ず前もって診察してもらい、その医師のところで接種してもらうか、診断書又は意見書をもらってから接種に行きましょう。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気、発育障がいなどで治療を受けている人
- ②予防接種を受け、2日以内に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人
- ③今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④過去に、免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことのある人

4. 予防接種を受けた後の注意

- ①予防接種を受けたあと30分間は、急な副反応を起こすことがまれにあります。接種医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ②接種後、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすことはやめましょう。
- ④接種当日は、はげしい運動はさけましょう。
- ⑤接種後、高熱などの体調に異常が見受けられるときは、速やかに医師の診察を受けてください。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。